

久喜市環境推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、久喜市環境推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取り組みを行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら、協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて、自主的な取り組みを行うための事業に関する事
- (2) 環境の保全と創造に関し、会員が協働して取り組むための事業に関する事
- (3) 環境問題の普及啓発に関する事
- (4) 環境情報の提供に関する事
- (5) その他目的達成のために必要な事業に関する事

(会 員)

第4条 会員は、市及びこの協議会の目的に賛同して入会した次のものとする。

- (1) 市に所在地を有する事業所及び事業所を構成員とする団体
- (2) 市内で環境に関する活動をしている又はこれから活動をしようとする市民及び構成員が5人以上の団体
- (3) 環境問題に関し、造詣の深い有識者

(入 会)

第5条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届により会長に届け出なければならない。

(会 費)

第7条 会費は無料とする。

(役 員)

第8条 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干名

2 会長は、久喜市長とし、本会を代表するとともに会務を総理する。

3 副会長は、幹事の中から互選し、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 幹事は、総会において会員の中から互選するものとする。

- 5 役員は無報酬とし、役員任期は2年とする。
ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は再任することができる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会並びに全体会とし、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、会員または役員過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(全体会)

第10条 全体会は、会長が必要と認めるときに開催するものとし、第9条第2項の要件は適用しない。

(総会)

第11条 総会は、会員相互の交流を深めるとともに、取り組みについての共通認識を持ち、環境への負荷の少ない社会づくりを推進することを目的として、年1回以上開催するものとする。

- 2 総会は、各団体の代表者(代理も可)1名の出席者をもって構成する。
- 3 総会の議事は、出席者過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の変更に関する事
- (2) 幹事の選出に関する事
- (3) 協議会の運営に関する事項を審議し、決定する。

(役員会)

第13条 役員会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

- 2 役員会は、副会長を選任する。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、久喜市環境経済部環境課に置く。

(経費)

第15条 協議会の運営は、市費その他の経費で行う。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会にはかって定める。

附 則

- 1 この会則は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年5月16日から施行する。